平成３１年　２月２５日変更
~~平成３０年１２月２８日変更~~

レセプト電算処理システム

マスターファイル仕様説明書

平成３０年４月

編集　社会保険診療報酬支払基金

（4）　医薬品マスター

項番	項　目　名	形　式			内　　容
		ﾓｰﾄﾞ	最大ﾊﾞｲﾄ	項目形式	
1	変更区分	数字	1	固定	マスター内容の異動状況を表す。 ０：前マスターの内容と同じであることを表す。 １：抹消 ３：新規 ５：変更 ９：廃止 「９：廃止」は、当該コードが使用できなくなったことを表す。 次回のマスター更新時に、当該コードを削除する。
2	マスター種別	英数	1	固定	「Y」を設定する。 （医薬品マスターであることを表す。）
3	医薬品コード	数字	9	固定	
	区分		(1)		医薬品コードを表す「６」を設定する。
	番号		(8)		医薬品ごとに重複しない番号を設定する。
	医薬品名・規格名				医薬品名と規格名を組み合わせた名称を設定する。
4	漢字有効桁数	数字	2	可変	項番５「漢字名称」の文字数を表す。
5	漢字名称	漢字	６４	可変	漢字：３２文字 医薬品名と規格名を組み合わせた名称が３２文字を超える場合は、省略した名称を表す。
6	カナ有効桁数	数字	2	可変	項番７「カナ名称」の文字数を表す。
7	カナ名称	英数カナ	２０	可変	半角英数カナ：２０文字 項番５「漢字名称」のカナ名称を表す。
	単位				単位コードは「別紙４－１」のとおりである。
8	コード	数字	3	可変	単位が設定されていない場合は「０」を設定する。
9	漢字有効桁数	数字	1	固定	項番１０「漢字名称」の文字数を表す。 未使用の場合：「０」を設定する。
１０	漢字名称	漢字	１２	可変	漢字：６文字 未使用の場合：省略
	新又は現金額				
１１	金額種別	数字	1	固定	項番１２「新又は現金額」に設定した金額等の種別を表す。 １：金額 ３：薬剤使用量省略（歯科に限る。） ４：除算金額（金額を１０で除す。） ５：乗算金額（金額を１０で乗ずる。） ７：減点 金額種別の詳細は「別紙４－２」のとおりである。

項番	項　目　名	形　　式			内　　容
		ﾓｰﾄﾞ	最大ﾊﾞｲﾄ	項目形式	
１２	新又は現金額	数字	１０	可変	整数部「７桁」、小数点「１桁」及び小数部「２桁」の組み合わせで設定する。 なお、医薬品は所定単位の投与量から点数を計算するため、医薬品の規格単位を最小単位にした金額を設定する。ただし、項番１１が「４：除算金額（金額を１０で除す。）」の場合は、除算する前の金額を設定~~する。~~し、「５：乗算金額（金額を１０で乗ずる。）」の場合は、乗算する前の金額を設定する。
１３	予備	数字	2	可変	未使用：「0」を設定する。
１４	麻薬・毒薬・覚醒剤原料・向精神薬	数字	1	固定	麻薬、毒薬、覚醒剤原料又は向精神薬に係る対象医薬品であるか否かを表す。 ０：「1」から「5」以外の医薬品 １：麻薬 ２：毒薬 ３：覚醒剤原料 ５：向精神薬
１５	神経破壊剤	数字	1	固定	神経破壊剤に係る対象医薬品であるか否かを表す。 ０：神経破壊剤以外 １：神経破壊剤
１６	生物学的製剤	数字	1	固定	生物学的製剤加算に係る対象品目の医薬品であるか否かを表す。 ０：生物学的製剤加算対象品目以外 １：生物学的製剤加算対象品目
１７	後発品	数字	1	固定	医科点数表等に規定する加算等の算定対象となる後発医薬品であるか否かを表す。 ０：後発医薬品以外 １：後発医薬品
１８	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
１９	歯科特定薬剤	数字	1	固定	歯科特定薬剤に係る対象医薬品であるか否かを表す。 ０：歯科特定薬剤以外 １：歯科特定薬剤
２０	造影（補助）剤	数字	1	固定	造影剤又は造影補助剤に係る対象医薬品であるか否かを表す。 ０：「1」及び「2」以外の医薬品 １：造影剤 ２：造影補助剤

別紙４－２

医薬品マスターの「金額種別」

金額種別は項番１２「新又は現金額」又は項番２５「旧金額」に設定した医薬品の価格等から、請求点数を計算するための情報である。

１　「新又は現金額」の「金額種別」

⑴　「１：金額」

項番１２「新又は現金額」に、薬価基準に規定する医薬品の価格を設定していることを表す。

⑵　「３：薬剤使用量省略（歯科に限る。）」

項番１２「新又は現金額」に、平均的な使用量から金額を算出して、医薬品の価格（表面麻酔薬及び歯又は顎を単位に使用する特定薬剤）を設定していることを表す。

当該医薬品コードは、レセプト電算処理歯科システムに限り使用可能なコードであり、電子レセプトへの薬剤使用量の記録を省略する。

⑶　「４：除算金額（金額を１０で除す。）」

項番１２「新又は現金額」は、薬価基準に規定する医薬品の価格を除算する前の価格で設定していることを表す。

⑷　「５：乗算金額（金額を１０で乗ずる。）」

項番１２「新又は現金額」は、薬価基準に規定する医薬品の価格を乗算する前の価格で設定していることを表す。

⑸~~⑷~~　「７：減点」

「薬剤料減点（合算薬剤料上限超）」及び「薬剤料逓減（９０／１００）（内服薬）」並びに「包括点数の治験減点分」等、医薬品の点数を減点するための医薬品コードに設定する。

なお、項番１２「新又は現金額」には、「０．００」を設定し、電子レセプトに当該医薬品コードと併せて減点する点数を記録する。

２　「旧金額」の「金額種別」

⑴　「０：薬価基準改定又はそれ以降に新設された医薬品」

新規に設定した医薬品であることを表す。

項番２５「旧金額」には、「０．００」を設定する。

⑵　「１：金額」

項番２５「旧金額」に、薬価基準改定前の医薬品の価格を設定していることを表す。

⑶　「３：薬剤使用量省略（歯科に限る。）」

項番２５「旧金額」に、平均的な使用量から金額を算出して、薬価基準改定前の医薬品の価格（表面麻酔薬及び歯又は顎を単位に使用する特定薬剤）を設定していることを表す。

当該医薬品コードは、レセプト電算処理歯科システムに限り使用可能なコードであり、電子レセプトへの薬剤使用量の記録を省略する。

⑷　「４：除算金額（金額を１０で除す。）」

項番２５「旧金額」に、薬価基準改定前の薬価基準に規定する医薬品に価格を除算する前に価格で設定していることを表す。